

An **Anti**GangStalking Activity Site (**AGSAS**)

A Letter of Inquiry to the District Public Prosecutors Office of Tokyo, as of December 8th, 2005

東地特捜第 938 号に関する、申し立て及びご説明のお願い

東京地方検察庁
特別捜査部直告班 御中

平成17年10月5日に申請いたしました告訴状につき、平成17年12月5付けでご返答いただきました書面（東地特捜第938号）においての、「貴殿の告訴事実にはまずもって被告訴人の特定を要する事案があるところ、被告訴人の特定に関しましては、人的組織の充実している警察において捜査を行うのが適当と思料します」というご指摘につきましては、承知いたしました。

つきましては、前回お答えいただけなかった点も含め、以下の3点につき、ご回答いただきたく存じます。

1. 刑事訴訟法第二百四十一条「告訴は検察官又は司法警察員にする」によって、告訴後に検察官または司法警察職員による捜査が必要な場合におきましても、告訴人が平成17年10月5日に行った告訴の申請は、捜査の端緒となるべきものであり、さらには、同法第九十二条「検察官と都道府県公安委員会及び司法警察職員とは、捜査に関し、互に協力しなければならない」を考慮いたしますと、告訴人が平成17年10月5日に申請いたしました告訴状の扱いにおきましては、これをもって、法律上の義務として互いに協力体制にある捜査機関全体としての、捜査の端緒としていただきたく、返戻しという措置は違法であると考え、再度、平成17年10月5日付けの告訴状を送付させていただきます。この訴えに法的な誤りがございました場合には、ご指摘いただきたく存じます。
2. 刑事訴訟法第九十二条「検察官と都道府県公安委員会及び司法警察職員とは、捜査に関し、互に協力しなければならない」を考慮いたしますと、ご回答（東地特捜第938号）におきまして捜査の必要性を認められた告訴内容につきましては、「人的組織の充実している警察において捜査を行うのが適当」な場合におきましても、告訴人が平成17年10月5日に行った告訴に対し、担当いただいております検察官様と警察との協力が行われることは、法律上定められた義務であると考えます。また、同法第九十三条「検察官は、その管轄区域により、司法警察職員に対し、その捜査に関し、必要な一般的指示をすることができる（以下略）」により、告訴人が平成17年10月5日に行った告訴の申請を、捜査の端緒としていただくことが可能かつ妥当と考えます。この訴えに法的な誤りがございました場合には、ご指摘いただきたく存じます。
3. ご回答（東地特捜第938号）では、告訴事実の特定が不十分である点（例）といたしまして、平成17年10月5日に申請いたしました告訴状の表記における、4（住居侵入罪）、5（脅迫罪）及び6（脅迫罪）についてのご指摘をいただき、また、「犯罪行為が行われた日時の特定あるいは具体的な行為様態が必ずしも明らかになっていないと思われる点が散見されます」とのご指摘をいただきました。この点につきましては、刑事訴訟法第二百五十六条（公訴の提起）5項において「数個の訴因及び罰条は、予備的に又は択一的にこれを記載することができる」とあることから、訴訟条件が整えられると考えられる告訴内容と、訴訟条件が整えられないと考えられる内容を分別したいと考えております。つきましては、平成17年10月5日に申請いたしました告訴状において、被告人、罪名、犯罪行為の特定が既に行われている、または記載しました証拠から特定が可能と考えられる告訴内容につきまして、ご指摘いただきたく存じます。

以上、ご回答いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成17年12月8日

告訴人：戸崎 貴裕 印

郵便番号：〒142-0053

住所：東京都 品川区 中延 1-1-1X（公開用のため、末尾変更） 202号室

電話番号：（公開用のため削除）